

第5章

みんなで築く、協働のまち

第1節 みんなで進める協働のまちづくり

第1項 地域コミュニティの充実・・・P110

第2項 地域協働の推進・・・P112

第2節 交流と思いやりのあるまちづくり

第1項 人権の尊重と男女共同参画社会の推進・・・P114

第2項 多様な交流の推進・・・P116

第3節 情報化社会に対応したまちづくり

第1項 まちづくり情報共有の推進・・・P117

第2項 地域情報化の推進・・・P119

第4節 町民の視点に立った行財政運営の推進

第1項 町民が利用しやすいサービスの提供・・・P120

第2項 計画的な行政運営の推進・・・P122

第3項 健全な財政運営の推進・・・P124

第4項 広域行政の推進・・・P126



「未来の八千代」絵画コンクール【優秀賞】

吉田 愛永さん 下結城小学校 5年「家族のきずな」

第1節 みんなで進める協働のまちづくり

第1項 地域コミュニティの充実

【現況と課題】

本町では、昭和 59 年から各地区に住民の自主運営によるコミュニティ推進協議会が設立され、生活環境整備部会、産業振興部会、教育文化部会、健康づくり部会による様々な話し合い活動や実践活動が展開されてきました。

しかしながら、近年、組織体制が固定化され、組織の高齢化とあいまって事業活動の停滞やマンネリ化が懸念されています。

今後は、地域住民による自主的な運営という基本に立ち返り、地域課題の解決に向けた諸活動への取り組みや幅広い年齢層の参加など、地域コミュニティの特性を生かした創意工夫による個性ある活動を支援していく必要があります。

《基本方針》

町民の自立と連帯に支えられた、活力あるまちづくりを進めるため、コミュニティ推進協議会活動を中心に、地域の連帯感を醸成し、主体性や創造性に富んだ地域活動を促進する環境づくりに努めます。

〈目標指標〉

目 標 項 目	現況値 (平成 22 年)	目標値 (平成 27 年)	目標設定の考え方
コミュニティ活動事業数	49 活動 (H 21 年度)	54 活動	活動内容の充実と各地区 1 活動の増加を目指す。



[具体的な施策の内容]

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 り 組 み
1. コミュニティ活動の促進	○地域課題の解決に向けた集落の学習活動の推進や、幅広い年齢層が参加できるようなイベントの実施など、創意工夫による個性ある地域活動の支援に努めます。	○行政区運営補助 ○地区コミュニティ推進協議会事業の推進
2. コミュニティ施設の充実と有効活用	○コミュニティ活動の拠点となる集会施設の維持補修の支援とともに、自治宝くじ助成事業を活用し、祭用具等の整備の支援に努めます。	○コミュニティ施設整備事業 ○自治宝くじ助成事業
3. コミュニティリーダーの育成と組織の活性化	○各種研修会の実施等により、地域に根ざした熱意あるリーダーの育成に努めます。	○町民会議の活動支援 ○リサイクル研修会 ○環境問題意見交換会



しめ縄講習会



地区運動会

第2項 地域協働の推進

【現況と課題】

町民の価値観やニーズの多様化により、行政課題の高度化・多様化が進み、行政単独では対応できない暮らしに密着したニーズや課題への対応の重要性が増しており、住民や企業、NPOなどの多様な主体との連携・協働による地域づくりが求められています。

本町ではこれまで、コミュニティ協議会を中心に、各種団体によるまちづくり活動への参加・協力による地域協働の活動を推進してきました。

今後とも、社会経済状況の変化や少子高齢化など地域の課題に対応しながら、多様な世代や主体の連携を強化し、地域協働のまちづくりを進めていくことが必要になっています。

《基本方針》

町民総参加による自立的かつ個性的な地域協働社会の実現のため、若者のバイタリティ、女性の豊かな発想、高齢者の豊富な知識と経験を存分に活用しながら、まちづくり活動への支援や協働のまちづくりを推進します。

〈目標指標〉

目 標 項 目	現況値 (平成 22 年)	目標値 (平成 27 年)	目標設定の考え方
協働のまちづくり指針の策定	—	策定	町民と行政による協働のまちづくりの指針を策定する。
公募による委員選出を行う審議会等の割合	—	10.0%	審議会の1割で、公募による委員の選出を目指す。

[具体的な施策の内容]

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 り 組 み
1. まちづくり活動への支援	○各種団体やNPO 法人等が自立して活動しやすい環境を整備し、住民がまちづくりの主体としてより身近な公共・公益的なサービス領域を担うしくみを確立します。	○地域づくり団体への支援 ○クリーン作戦 ○町道の清掃
2. まちづくり意識の啓発	○町民が「自らのまちは自らでつくる」という協働・共創の意識を促進するため、町の各種計画づくりや施設運営などへの町民の参画機会を拡充します。	○審議会への公募による参画
3. 地域協働のしくみづくり	○町民と行政が情報を共有し、ともにまちづくりを進めることのできる地域協働のしくみを構築します。	○協働意識の啓発 ○研修会の実施 ○協働のまちづくり指針策定



鬼怒川クリーン作戦



道路側溝の清掃

第2節 交流と思いやりのあるまちづくり

第1項 人権の尊重と男女共同参画社会の推進

【現況と課題】

個人の尊重と法の下での平等のもと、人権の尊重や男女平等の実現に向けて様々な取り組みが進められていますが、現実の社会においては、女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・外国人等への差別など、解決すべき課題が依然多く残されており、国籍や性別、年齢、障がいの有無に関係無く、一人ひとりが尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する社会の実現が強く求められています。

本町では、人権問題に関する理解と認識を深めるため、関係課・他団体との連携による各種研修会への参加促進や町独自の研修会の開催に努めてきました。

また、平成22年3月に八千代町男女共同参画プラン^{※1}を策定し、講演会の開催など、男女共同参画社会への意識の醸成に努めてきました。

今後とも、様々な機会・場を通して啓発を図り、人権尊重・男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進していく必要があります。

《基本方針》

町民・職員ともに人権問題に関する理解と認識を深め、一人ひとりが尊重され、心豊かにともに生きる平等で明るい社会の実現を目指し、学習・啓発活動を推進します。

また、男女共同参画プランに基づき、男女が平等に社会参画し、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現を目指します。

〈目標指標〉

目 標 項 目	現況値 (平成22年)	目標値 (平成27年)	目標設定の考え方
審議会等への女性委員の割合	10.5%	30.0% (H32年度)	男女共同参画プランに基づき、10年後に委員の3割の女性の参画を目指す。

※1 八千代町男女共同参画プラン

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を持つ男女共同参画社会の実現を目指し、町民と行政が一体となって施策を推進するための指針として策定。
(計画期間は平成22年度から平成31年度までの10年間)

[具体的な施策の内容]

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 り 組 み
1. 人権尊重意識の醸成	○研修会や勉強会など、あらゆる機会を通して、人権問題に関する意識の醸成に努めます。	○八千代町職員研修計画に基づく研修会 ○関係団体主催の研修会への参加
2. 人権教育の推進	○人権問題に関する理解と認識を深める教育を推進します。	○人権教育の充実
3. 男女の人権尊重と平等意識づくり	○男女平等意識の醸成や、男女間における暴力の根絶に向けた環境整備や対策を図ります。	○広報啓発活動 ○DV対策等、関係機関との連携による相談体制の整備
4. 男女共同参画プランの推進	○男女共同参加プランに基づく各種事業を総合的かつ計画的に進めます。	○審議会等への女性の積極的登用 ○計画推進体制の充実



人権研修会



男の料理教室

第2項 多様な交流の推進

【現況と課題】

地域社会の活性化には、地域内での住民の交流や、広域的な観点から近隣市町村との交流機会を充実していくことが重要です。

成熟した都市型社会の時代にあって、都市生活の利便や質的な向上が求められる一方、環境保全や健康維持などを背景とする自然回帰やスローライフ指向^{※1}の高まりなど、人それぞれの志向に合わせたライフスタイルの多様化が進み、ふれあいや交流に対する考え方、求める環境も多様化しています。

本町ではこれまで、地域住民の交流を広げるとともに、クラインガルテン八千代やグリーンビレッジに訪れる都市住民との交流を通じて、町や農業の活性化に取り組んでおり、今後さらなる展開が期待されています。

また、本町の外国人登録者数は平成22年1月1日現在で956人、全人口の約3.9%を占めています。特に近年では、農業研修生の増加が顕著となっていますが、永住者や定住者については微増となっています。

今後とも予想される外国人住民の増加に対応しながら、国籍や文化の異なる人々が地域社会の構成員として、ともに生きていくことができる多文化共生社会に向けて、地域間交流や国際交流、人材育成など、多様な交流環境の整備充実が必要となっています。

《基本方針》

地域間交流や都市と農村の交流、国際交流など、多様な交流が活発に行われることにより、町民や訪れる人がいきいきとふれあい、暮らすことができるまちづくりの実現を目指します。

【具体的な施策の内容】

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 り 組 み
1. 国際交流の推進	○関係機関との連携により、国際交流を推進するとともに、国際化に対応できる人材の育成に努めます。	○国際交流事業等の情報提供 ○人材、団体の育成
2. 多文化共生社会の推進	○外国人住民が暮らしやすく、また、地域住民との交流ができる地域づくりを進めます。	○多言語による情報提供 ○多文化共生推進に係る指針の検討
3. 地域間連携・交流の推進	○子ども・若者・高齢者など多世代がふれあう機会の拡大を図るとともに、都市住民や近隣市町との連携・交流を推進します。	○コミュニティ活動促進事業 ○都市農村交流事業の推進 ○地域間交流事業の検討

※1 スローライフ指向

地産地消や歩行型社会などを目指すなど、ゆっくりした生活様式を求めること。

第3節 情報化社会に対応したまちづくり

第1項 まちづくり情報共有の推進

【現況と課題】

本町では、広報紙とお知らせ版をそれぞれ発行し、町民への行政情報の適切な提供に努めており、今後とも、わかりやすい行政情報の提供や住民の意見、提案ができる紙面構成に努めるとともに、ホームページと連携したデータ配信などの推進方策を検討していく必要があります。

また、各種公聴手段（宅配きらり塾・町長へのメール・各種懇談会・ふれあいミーティング）の継続実施により、町民の意見聴取に努めていくとともに、町ホームページのさらなる充実を図り、町民への情報提供と意見の聴取を行う必要があります。

情報公開制度の適正な運用、個人情報の適正な取り扱いにより、町民との信頼関係を深め、公正で開かれた町政の実現を図る必要があります。

《基本方針》

まちづくり情報等の共有化を通して、町政への町民参加等を促進していくため、個人情報の保護のもと、情報公開制度の適切な運用を図るとともに、広報・広聴活動のさらなる充実を図ります。

〈目標指標〉

目 標 項 目	現況値 (平成 22 年)	目標値 (平成 27 年)	目標設定の考え方
町ホームページの年間延アクセス件数	72,000 件	100,000 件	アクセス件数の 40% の増加を目指す。



[具体的な施策の内容]

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 り 組 み
1. 広報・広聴活動の充実	○広報紙の充実に努めるとともに「いつでも、どこでも、必要な情報を、必要な人」に提供できるサービス体制の確立を図ります。	○広報紙の発行 ○ホームページへの情報提供
	○町民の意見を町政運営に反映させるため、各種広聴活動の充実を図ります。	○宅配きりり塾 ○町長へのメール ○各種懇談会 ○ふれあいミーティング
	○町公式ホームページの充実に努め、多くの情報を速やかに町民に提供します。	○ホームページ情報の更新
2. 情報公開制度の適正な運用	○情報公開条例に基づき、個人情報の保護に配慮しながら、適確に行政情報を公開します。	○情報公開審査会による調査審議の充実 ○公開条例の見直し ○文書管理体制の充実 ○広報紙等による行政情報の公表
3. 個人情報の保護	○個人情報保護条例に基づき、個人情報の適切な保護・管理に努めます。	○請求情報の公表 ○情報セキュリティポリシーや対策基準、実施手順の見直し



地区まちづくり懇話会



宅配きりり塾

第2項 地域情報化の推進

【現況と課題】

本町では、平成18年度から庁内基幹系システム（アウトソーシング※¹）の運用を開始し、コストの削減、業務改革に努め、平成20年度からは情報系のシステムについて、データの共有化やハード面でのセキュリティ対策の強化を推進しています。

また、茨城県と県内市町村の共同事業により、「電子申請・届出システム※²」や「統合型GISシステム※³」を導入し、電子自治体の構築を進めています。

今後は、情報化計画や情報セキュリティポリシーの見直しを行いながら、システムの効果的な運用や職員の資質向上を図るとともに、「電子申請・届出システム」や「統合型GISシステム」の利活用に向けて、さらなる情報通信基盤の整備を推進していく必要があります。

《基本方針》

高度情報化に対応した情報通信基盤の整備を促進するとともに、各種業務システムの利活用を図りながら電子自治体の構築を推進し、行政サービスの向上に努めます。

【具体的な施策の内容】

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 り 組 み
1. 電子自治体の推進	○住民サービスの向上を図るため、電子自治体の構築を推進します。	○公的個人認証サービス※ ⁴ の実施 ○電子申請・届出の活用推進
2. 情報通信基盤の整備・活用	○情報化計画に基づき、地域情報化を推進するとともに、高度情報通信基盤の整備推進に努めます。	○情報化計画の見直し ○統合型GISシステムの利活用の推進 ○民間事業者への要望活動

※1 アウトソーシング

企業や行政の業務のうち専門的なものについて、それをより得意とする外部の企業等に委託すること。

※2 電子申請・届出システム

インターネットを通じて、家庭や職場から24時間365日申請・届出行為を行うことができるシステム。

※3 統合型GISシステム

地方公共団体が利用する地図データのうち、複数の部局が利用する地理情報データ（道路、街区、建物、河川など）を各部局が共有できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステム。

※4 公的個人認証サービス

インターネット上での本人確認に必要な電子証明書を住民基本台帳に記載されている15歳以上の希望者に対して安価に提供するサービス。

第4節 町民の視点に立った行財政運営の推進

第1項 町民が利用しやすいサービスの提供

【現況と課題】

地方分権の進展やそれに伴う法制度の改正、高齢化、国際化などを背景に、役場や各施設での行政サービスに対する町民ニーズもますます多様化しています。

本町ではこれまで、時間外窓口の設置や各施設開設時間の延長をはじめ、取り扱い書類の簡素化や電子化、行政案内の充実など、町民が利用しやすいサービスの提供に努めてきました。

今後とも、町民の要望を常に把握しながら、高齢者や障がい者、外国人など誰もがわかりやすく、気軽に、気持ちよく利用できる役場づくり・サービス体制づくりを進めていく必要があります。

《基本方針》

町民の多様なニーズに応え、適切かつ迅速な行政サービスを提供していくため、窓口サービスの向上や、行政体制・環境の改善など、町民の目線に立ったわかりやすく利用しやすい役場づくりを推進します。

〈目標指標〉

目 標 項 目	現況値 (平成 22 年)	目標値 (平成 27 年)	目標設定の考え方
住民基本台帳カード 発行枚数	275 枚	500 枚	高齢者を中心に普及の促進を図る。

[具体的な施策の内容]

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 り 組 み
1. 住民サービスの向上	○窓口における利便性の再検証など、町民の目線に立った利用しやすいサービスの提供について検討・推進します。	○住民基本台帳カードの普及推進 ○行政サービスに関する町民の意見の聴取 ○時間外窓口サービスの充実 ○取扱書類の検討 ○事務処理マニュアルの作成
	○電子申請・届出が可能な行政手続きのPRに努め、利用促進を図るとともに、多様な申請方法等の検討をします。	○公的個人認証サービスの実施 ○電子申請・届出の活用推進
2. 案内・PRの充実	○本町施設の利用者、来訪者、外国人などにわかりやすい施設等の案内・PRを実施します。	○案内サービス体制の強化
	○民間企業との連携により、各種行政サービスや施設案内のできる暮らしの便利帳の発行を目指します。	○暮らしの便利帳の発行



第2項 計画的な行政運営の推進

【現況と課題】

本町では、八千代町第2次行財政集中改革プランに基づき、行政需要の変化などに応じて、組織の見直しや効率的な行政運営に取り組んできました。今後はさらに、業務量に応じた事務分掌の見直しやグループ制の導入等による定員適正化など、柔軟かつ簡素で効率的な組織体制の構築を図っていく必要があります。

また、職員で構成する行革検討部会や行革推進本部での検討に加え、八千代町行政改革推進委員会の助言のもと、今後一層の行財政改革を断行していくとともに、プランの進行管理や町の財政状況を随時町民に公表し、ガラス張りの行政運営を展開していく必要があります。

《基本方針》

八千代町第2次行財政集中改革プランに基づき、計画的かつ効率的な行政運営と組織改革に努めるとともに、人材育成基本方針に基づき、職員の意欲と能力を最大限に引き出す取り組みを図り、優秀な人材の育成と定員の適正化を図ります。

〈目標指標〉

目 標 項 目	現況値 (平成 22 年)	目標値 (平成 27 年)	目標設定の考え方
人口千人当たりの職員数	8.0 人	7.3 人	定員適正化計画に基づき、職員数の削減を目指す。



[具体的な施策の内容]

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 り 組 み
1. 人材育成と人事管理の適正化	○八千代町人材育成基本方針に基づき、人事評価制度の確立を図るとともに、給与や人事管理の適正化に努めます。	○人事評価の実施 ○給与の適正化
	○職員の意欲と能力を引き出すため、職員研修計画に基づく研修を実施します。	○各種職員研修会の実施
2. 計画的・効率的な行政運営	○計画的な予算編成を行うとともに、事務事業評価制度の活用により、効率的な行政運営を進めます。	○事務事業評価の実施 ○実施計画の策定 ○業務棚卸の実施
	○組織の簡素合理化、効率的な行政体制となるよう適正な定員管理に努めるとともに機動力の高い組織の構築を目指します。	○定員適正化計画の推進 ○適切な人員配置 ○組織機構の再編
3. 行財政集中改革プランの推進	○効率的な行政運営、健全な財政運営、情報公開と地域協働の推進を図るため、八千代町第2次行財政集中改革プランの推進に全庁的に取り組みます。	○行革推進委員会や推進本部、行革検討部会の開催 ○プランの進捗状況の管理と公表



職員研修会

第3項 健全な財政運営の推進

【現況と課題】

本町の財政は、歳入では自主財源の比率が低いため、国県からの補助金や地方交付税に依存していますが、地方交付税が大幅に減少しており、財源の確保が非常に難しい状況になっています。また、歳出では、社会保障費の増加や起債（借入金）の償還などにより、投資的な事業に使える予算が減少しています。

本町ではこれまで、行財政改革集中プランにより、経費の節減や事業の見直し等に努めてきました。

今後とも、多様化する住民の要請に応えるため、行政経費全般の見直しを着実に実施するとともに、一層の経費節減と的確な歳入の確保に努め、効率的かつ健全な財政運営を行う必要があります。

《基本方針》

社会経済の変化と増大する行政需要に柔軟に対応できる安定的で持続可能な行財政運営を行うため、適切な財源の確保を図りながら、効率的かつ健全な財政運営に努めます。

〈目標指標〉

目 標 項 目	現況値 (平成 22 年)	目標値 (平成 27 年)	目標設定の考え方
経常収支比率※ ¹	90.0% (H21 年度)	88.0%	税収の確保と経常経費の抑制により、経常収支比率の改善を目指す。
実質公債費比率※ ²	16.5% (H21 年度)	16.0%	起債の抑制により、実質公債費比率の改善を目指す。
町税等の現年度分徴収率	97.8% (H21 年度)	98.3%	納付方法等利便性を図り、徴収率の向上を目指す。
未利用地売却促進計画の策定	—	策定	公有財産の有効活用を図るため、計画の策定を目指す。

※ 1 経常収支比率

経常的経費（人件費・扶助費・公債費等）に経常一般財源収入（地方税・地方交付税・地方譲与税等）が充当されている割合。

※ 2 実質公債費比率

実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標。

[具体的な施策の内容]

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 り 組 み
1. 財源の確保	○税の賦課・徴収体制の充実を図るとともに、行政サービスにおける受益者負担の見直しや未利用財産の処分等、歳入の確保に努めます。	○適正で公平な課税の強化 ○町税等徴収率の向上 ○納付方法の利便性確保 ○納税啓発活動の充実 ○未利用財産の活用と処分 ○有料広告の掲載
2. 公有財産の適正管理	○公共施設の適切な維持管理に努めるとともに、町有資産である土地や建物の適切な処分方法等を検討します。	○固定資産台帳の整備 ○未利用地売却促進計画の策定
3. 健全な財政運営	○的確な歳入の確保と実施計画による事業の実施、経費の節減を行い、計画的な予算編成に努めます。	○的確な配分による予算編成
	○事務事業の執行方法の改善や適正な歳出予算の執行に努め、徹底した内部管理費等の削減を図ります。	○経費の節減
	○町の財政状況について、町民にわかりやすく公表します。	○財務書類の作成と公表

参考データ

収支の状況（普通会計）

区 分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
歳入合計	9,165,396	7,284,513	6,958,833	6,921,203	7,768,723
歳出合計	8,684,273	6,905,995	6,539,526	6,474,851	7,388,572
歳入歳出差引	481,123	378,518	419,307	446,352	380,151
実質収支	326,171	358,684	411,412	415,411	345,064
単年度収支	△53,330	32,513	52,728	3,999	△70,347

資料：企画財政課

主要財政指標の推移

区 分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
財政力指数	0.49	0.53	0.55	0.57	0.57
経常収支比率(%)	88.9	93.0	90.3	90.8	90.0
公債費負担比率(%)	9.1	11.1	12.4	13.3	13.7
実質公債費比率(%)	11.5	13.6	15.3	16.3	16.5
収納率(%)	92.3	92.5	93.2	93.3	92.4

資料：企画財政課

第4項 広域行政の推進

【現況と課題】

多様化する住民ニーズや地方分権の進展による権限移譲に対応していくためには、職務の専門性や広域的な連携が重要な課題となっています。

また、広域的な公共交通網や観光振興、企業立地など、共通の課題に対しては、近隣市町との協議会などを通じて、具体的な施策の検討を行い、対応していく必要があります。

現在、本町では、茨城西南地方広域市町村圏事務組合において、常備消防や病院群輪番制による緊急医療の確保、小児緊急医療の確保等に関する事務等を実施しており、今後とも、関係市町との連携を強化し、効率的な広域行政を運営していく必要があります。

下妻地方広域事務組合では、ごみ処理や葬祭場、し尿処理などを共同で行っており、今後も施設の効率的な運営と適正な管理を進めていく必要があります。

《基本方針》

国や県、近隣市町との連携強化を図り、多様化する行政ニーズや地方分権に対応した効率的な行政運営を行います。

【具体的な施策の内容】

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 り 組 み
1. 広域事務組合の適切な運営	○関係市町との連携により、一部事務組合※ ¹ の効率的な運営と施設の有効活用を図ります。	○一部事務組合の適切な運営 ○消防施設の再配置、再整備 ○施設のPR等
2. 広域連携事業の推進	○広域圏における共通の課題に対して、県や関係市町との連携により、広域的な事業を進めます。	○県西地域産業活性化協議会 ○各種交通関係協議会への参加協力 ○新さしま計画による事業の推進
3. 広域連携の強化	○地方分権による新たな行政課題に対応するため、県や近隣市町との連携を強化します。	○広域連携に関する情報収集 ○広域施設相互利用協定の推進

※1 一部事務組合

複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織。
(地方自治法284条2項)